



## 1 子どもと子育て家庭の支援の充実

### 目 標

#### 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実します。

### 重点取組

#### (1) 母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実現するためには、子どもの発達や健康状態等を適切に把握し、関係部署が情報共有する仕組みが必要です。

国による母子保健情報の電子化の動きを注視しながら、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の健診情報等を電子化する「母子健康電子システム」を構築します。電子化した情報は、本人または保護者が閲覧できるようにします。あわせて居住する地域にかかわらず、どの保健相談所でも健診や相談を受けられる仕組みを作ります。また、本人や保護者の同意の下、必要な場合は関係部署間で情報を共有、連携し、子どもの成長段階に合わせて切れ目なくサポートします。システムの構築とあわせて、電子母子健康手帳の導入についても検討します。

#### (2) 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充

乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子ども家庭支援センター等で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」や民設子育てのひろば<sup>1</sup>に加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」にも相談員を配置します。児童館の子育て支援機能を強化するため「にこにこ<sup>2</sup>」にも相談員を配置します。また、発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば<sup>3</sup>」は区内5か所の子ども家庭支援センターで原則毎月2回実施し、身近で相談できる環境を整備します。

#### (3) 成長発達にかかわる相談サポート体制の充実

発達に心配のある子どもには、乳幼児健診や子育て相談などの機会をとらえて、できるだけ早期からかかわることが重要です。発達障害の早期発見を目的として、社会性や言語、認知等の発達段階を把握する問診票を1歳6か月児健康診査に導入します。その結果、障害の程度が比較的軽度の子どもについては、引き続き支援を行うため、保健相談所に新たに心理相談員を配置します。より専門的な支援が必要と判断された場合には、こども発達支援センターなど、個々の状況に合った医療や療育、福祉サービスにつなぎます。

<sup>1</sup> 子育てのひろば…乳幼児とその保護者が自由に来室し、親子で楽しく遊んだり保護者同士で交流ができる集いの場

<sup>2</sup> にこにこ…学童クラブ室の小学生がいない時間帯を活用した子育てのひろば

<sup>3</sup> のびのびひろば…月2回実施（4か所）、月1回または2回実施（1か所）

## その他の主な取組

### (1) 妊娠届出時の面談、妊婦訪問

妊娠届出に基づき母子健康手帳などを交付し、すべての妊婦との面談を実施し早期からの支援を行います。妊娠や出産について心配のある方には、助産師・保健師が訪問します。

### (2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。受診票は都内の契約医療機関と埼玉県の一部の契約医療機関で使用できます。

※54 ページに年度別の計画を記載

### (3) 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助等を必要とする方に、区が契約した事業者を通じてホームヘルパーを派遣します。妊娠期から子どもが2歳になった月の末日まで利用可能です。

### (4) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

出生通知票をもとに、生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

※54 ページに年度別の計画を記載

### (5) 乳幼児健康診査

乳児および幼児に対し、月齢や年齢に応じて健康診査や子育て相談を行い、乳幼児の健康の保持および増進を図ります。



### (6) 産後ケア事業

助産師のいる施設での母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）、早期訪問（助産師による家庭訪問）により、乳房ケア、授乳相談、沐浴や沐浴指導、育児相談等を受けることができます。対象は、出産直後の産婦と乳児で、育児に不安が強い方、産後に家族などから支援を受けられない方で、母子ともに医療的な処置の必要がない方です。利用期間は、母子ショートステイと母子デイケアが生後4か月未満まで、早期訪問が生後1か月未満までです。

### (7) 妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー（利用者支援事業）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および子ども家庭支援センター（練馬駅北分室・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

※50・51 ページに年度別の計画を記載

## (8) 子育てスタート応援券

出産・転入されたご家庭に「育児支援ヘルパー事業」、「助産師ケア事業」、「ファミリーサポート事業」、「乳幼児一時預かり事業」等に利用できる子育てスタート応援券を8枚送付しています。応援券は子どもが2歳になった月の末日まで利用できます。

## (9) 多胎児家庭へのサポート

多胎児家庭の育児負担の軽減を図るため、育児等のサポート体制の充実について検討します。

## (10) 外国人保護者の相談支援の充実

保健相談所に、多言語翻訳ソフト等のツールを導入し、外国人保護者の相談に的確に対応します。

## (11) 民間子育て支援団体の育成

地域の子ども家庭支援センターの施設等を活用し、NPO等地域で子育て支援活動をしている団体の活動を支援します。

## (12) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業者向けのワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施するとともに、区内産業経済団体等と連携した事業者向けの情報発信を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの成功事例の紹介やモデルとなる企業認証制度の導入など、区内に多い小規模事業者に適した啓発事業の実施を検討します。

## (13) 子育て情報の提供

練馬区の子育て情報を1冊にまとめた「ねりま子育て応援ハンドブック」を発行しています。妊娠中から子育て中に知っておきたい制度や各種手続き、相談窓口、保育施設の案内等をまとめた冊子で、母子健康手帳を交付する際に配付します。また、民間子育て支援情報のポータルサイト「ねりこそ@なび」や、子育てサポートメール等においても、子育て支援情報を提供します。

## (14) 児童手当<sup>1</sup>・第3子誕生祝金<sup>2</sup>の支給、子ども医療費の助成<sup>3</sup>等

児童手当・第3子誕生祝金の支給や子ども医療費の助成等により、子育て世帯の経済的な支援を行います。

## (15) ブックスタート事業

4か月児健診の対象となる乳児と保護者を対象に、区立図書館で絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの紹介などを行います。絵本2冊とおすすめの絵本リストも配付します。



<sup>1</sup> 児童手当…中学校修了前の児童の保護者に対して、手当を支給する。支給額は子どもの年齢等により異なる。

<sup>2</sup> 第3子誕生祝金…区独自の制度として、第3子が誕生した世帯に祝金を支給する。

<sup>3</sup> 子ども医療費の助成…子どもに係る医療費の健康保険の自己負担分を助成する。

## 2 子どもの教育・保育の充実



### 目 標

#### 子育てのかたちを選択できる社会の実現

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

### 重点取組

#### (1) 家庭での子育て支援サービスの充実

親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設し、発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」は原則毎月2回実施します。また、親子の外遊び事業として、憩いの森など大きなフィールドを活用した事業「おひさまてくてく」を実施します。

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わずに乳幼児を短時間預かる乳幼児一時預かり事業の利便性を向上するため、インターネット予約システムを導入します。

### 指 標

- 子育てのひろば（地域子育て支援拠点事業）の実施か所数

| 現状値（令和元年度） | 目標値（令和6年度） |
|------------|------------|
| 27 か所      | 30 か所      |

※52 ページに年度別の計画を記載



#### (2) 「練馬こどもカフェ」の充実

民間カフェと協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する場として、「練馬こどもカフェ」を実施します。カフェ店内のスペースを活用して、地域の幼稚園教諭や保育士等が保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施し、在宅子育て世帯を支援します。今後、地域の状況等に応じて、実施店舗を拡大します。





### (3) 保育サービスの拡充

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育サービスの更なる拡充を図ります。また、家庭的保育事業等における連携施設を確保し、いわゆる「3歳の壁」に対する保護者の不安を解消します。

#### 指 標

##### ●教育・保育施設の定員

| 現状値（令和元年度） | 目標値（令和6年度） |
|------------|------------|
| 28,901人    | 31,710人    |

※39～47ページに年度別の計画を記載



### (4) 「練馬こども園」の充実

区独自の幼保一元化施設として、通年（春・夏・冬休みを含む）で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う「練馬こども園」を拡大します。将来的には、区立幼稚園や保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

#### 指 標

##### ●幼稚園の長時間預かり保育の定員

| 現状値（令和元年度） | 目標値（令和6年度） |
|------------|------------|
| 536,491人日  | 557,761人日  |

※39ページに年度別の計画を記載



### (5) 小学校就学前からの切れ目のない取組

幼児教育・保育、在宅子育ておよび小中学校教育を教育委員会が一元的に所管している区の特性を生かし、小学校就学前から切れ目のない取組を展開します。

乳幼児期から小学校への学びの連続性が確保されるよう、幼稚園・保育所・小学校の教員や保育士が積極的に情報交換を行い、相互理解を深めます。保護者に対し、子育て情報の周知と子育てに関する啓発を行うなど家庭教育を支援します。



## その他の主な取組

### (1) 一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）

保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を活用したファミサポホーム等でお預かりします。

※53 ページに年度別の計画を記載

### (2) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設で短期間一時保育します。また、保護者に育児疲れや育児不安のある家庭の子どもを最長 14 日間預かる要支援家庭を対象としたショートステイ事業も実施します。

※55 ページに年度別の計画を記載

### (3) 延長保育事業等

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に行う延長保育を拡充します。また、日曜日と祝祭日に行う休日保育も拡充します。

※48 ページに年度別の計画を記載

### (4) 病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもが、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないものの、当面急変の恐れのない期間に、一時的に子どもを保育します。

※49 ページに年度別の計画を記載

### (5) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

※50 ページに年度別の計画を記載

### (6) 保育サービスの向上・安全確保

区内の保育施設に対して、ICT 導入経費の補助を行うことにより、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。また、ベビーセンサー・無呼吸アラーム等の安全対策機器導入に要する経費の補助を行い、睡眠中の事故防止を図ります。

### (7) 保育士の人材確保・育成

区内の保育施設で働く保育士などを対象とした研修を充実します。ハローワークとの共催による就職セミナーおよび就職相談・面接会なども実施します。また、職員の賃金改善に要する経費の補助や、職員の宿舍借り上げ支援、保育士資格の取得に要する費用の助成を行い、保育士の人材確保を促進します。

## (8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対し、副食材料費に係る補足給付を行います。

## (9) ねりまイクメン講座

父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、育児や家事について学ぶ機会を提供し、父親同士や子どもとの交流を促進します。講座の企画・運営は、地域で活動する団体に委託します。

## (10) 子育て学習講座

子育て、家庭教育および子どもの教育に関する学習の場と機会を広く区民に提供し、家庭および地域の教育力を高めるため、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。

## (11) よみきかせ・おはなし会

幼児から小学生を対象に、図書館職員やボランティアが子どもたちの読書への興味や関心を引き出すため、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング<sup>1</sup>などを行います。



<sup>1</sup> ストーリーテリング…本等を使わずに話し手が物語を覚えて語り聞かせること。素話（すばなし）ともいう。

### 3 子どもの成長環境の充実



#### 目 標

##### すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を全小学校内に整備します。

#### 重点取組

##### (1) ねりっこクラブの全小学校での実施と充実

学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。急増する学童クラブの入会希望への対応も検討します。また、ねりっこクラブ運営協議会等を通じ、利用者や地域に放課後の事業や児童の様子等を周知します。

#### 指 標

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の受入枠

| 現状値（令和元年度） | 目標値（令和6年度） |
|------------|------------|
| 5,784 人    | 8,715 人    |

※56・57 ページに年度別の計画を記載



##### (2) 夏休み居場所づくり事業の拡充

放課後だけでなく、夏休みなどの長期休業期間中も、小学生にとっての安全な居場所が求められています。「ねりっこクラブ」への移行や学童クラブの待機児童の状況に応じて、夏休み居場所づくり事業の実施校を拡大します。

##### (3) キッズ安心メール<sup>1</sup>の利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」について、更に保護者が安心できるよう学校応援団ひろば室へも設置します。



<sup>1</sup> キッズ安心メール…利用登録をした児童が、学童クラブ、児童館等の施設を利用する際に IC カードをカードリーダーにかざすと、来館・退館した旨のメールが保護者の携帯電話等に送信されるシステム



## その他の主な取組

### (1) 児童館等機能の見直し

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大に合わせ、児童館等の機能を見直します。

- ① 中学生・高校生向け事業を充実します。
- ② 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスを充実します。
- ③ 地域の子育て関連施設や地域のイベントで出前児童館を開催し、地域における子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化します。

### (2) 教育相談

子どもや保護者が、より身近なところで教育相談を受けることができるよう関係機関との連携を進めます。また、不登校児童・生徒が学習支援を受けることができる体制を充実します。

都と区における「東京都公立学校スクールカウンセラー派遣に関する協定書」により、全小中学校にスクールカウンセラーと、その職務を補完する心のふれあい相談員を配置します。



### (3) 学校安全対策の拡充

区の内外において児童・生徒等が犠牲となる痛ましい事件・事故が頻発しており、更なる学校安全対策の拡充が求められています。保護者や地域の方々と交えた子どもの見守り・安全講習会や通学路等安全点検に加え、民間警備員の派遣などの取組を進めます。

### (4) 子供安全学習教室

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶとともに、大人が子どもの安全に関する知識を習得するため、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。



### (5) 情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を正しく判断し、自ら情報を発信していく能力（情報リテラシー）を育成します。

### (6) 本の探検ラリー

子どもたちの読書への興味や関心を引き出すため、本の内容や情報を題材にしたクイズを、本の中から答えを探して解き明かす参加型イベントを図書館や小学校、中学校で開催します。



## 4 支援を必要とする子どもや家庭への取組



### 目 標

#### ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を充実します。

### 重点取組

#### (1) ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

平成 29 年度から開始した「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」により、相対的な貧困率が高いひとり親家庭を対象に、「生活」「就労」「子育て」の3つの支援を組み合わせ提供します。総合相談窓口で様々な相談に応じるほか、各種支援事業を行います。

離婚手続きや養育費、親権問題などに専門的なアドバイスを行うための弁護士による法律相談を行うとともに、出張相談により、小さな子どもを抱えるひとり親など相談に来ることが難しい家庭を早期段階からサポートします。また、不動産団体と連携して、ひとり親家庭の民間賃貸住宅への入居を支援します。

#### (2) 生活保護受給世帯等の子どもに対する支援の充実

生活保護受給世帯等の子どもの状況を的確に把握し、学習環境や生活習慣を改善するため、家庭訪問を行う子ども支援員の体制を強化します。また、将来の自立した生活につながるよう、課題を抱える子どもの学習支援や居場所確保を行う支援拠点を増設します。

#### (3) 重度障害児等への支援の充実

こども発達支援センターの職員による、居宅訪問型児童発達支援<sup>1</sup>および保育所等訪問支援<sup>2</sup>を開始し、障害児の発達状況に応じた支援を充実します。また、医療的ケアを要する重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業者に対し、適切な支援と運営の安定化のため、補助制度を創設します。

#### (4) 新しい児童相談体制の構築

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点<sup>3</sup>」を子ども家庭支援センターに設置し、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。子ども家庭支援センターでは、地域のきめ細やかな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポート、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。また、都区の連携のもと、一時保護された子どもの実態を分析するとともに、「一時保護までいかない子ども」などへの対応も検討します。

<sup>1</sup> 居宅訪問型児童発達支援…外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、療育を行う。

<sup>2</sup> 保育所等訪問支援…幼稚園や保育所等を訪問し、障害児が集団生活に馴染めるよう支援する。

<sup>3</sup> 練馬区虐待対応拠点…都児童相談所の職員が定期的および必要時、虐待通告に基づく家庭訪問や子ども家庭支援センターとの情報共有・合同調査、児童・保護者面接等の業務を行う。

## (5) 子どもへのサポート体制の充実

不登校児童・生徒への支援として、適応指導教室・居場所支援事業の実施場所を拡大します。生活困窮世帯を対象に実施している「中3勉強会」は従来の「勉強会」に加えて、学習支援員を配置した学習室での自学自習の機会を増やします。

また、従来の特別支援学級（知的・言語・難聴・弱視）に加え、平成31年4月に全区立小中学校への開設を完了した特別支援教室により、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な教育の場と機会を提供し、特別支援教育の更なる充実に取り組みます。医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入れ体制も充実します。

## その他の主な取組

### (1) 養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）

児童福祉法に基づく地域協議会（練馬区要保護児童対策地域協議会）において支援が必要と判断された家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより養育状況の改善を図ります。

※養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業を経て、支援が必要な世帯に対して訪問するものであり、対象は乳児家庭全戸訪問事業の需要量に含まれるため、単独での年度別需給計画は設定しません。

### (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等への適切な保護および支援を行うため、練馬区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。地域協議会の運営においては、子ども家庭支援センターが中核となり、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関、区民の幅広い協力体制を構築するとともに、構成員の専門性強化に取り組み、児童虐待防止対策を推進します。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、養育支援訪問事業を経て、支援について関係機関と協議するものであり、対象は乳児家庭全戸訪問事業の需要量に含まれるため、単独での年度別需給計画は設定しません。

### (3) 小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児・医療的ケア児への保育等の充実

- ① おおむね中・軽度の障害があり、集団保育が可能な児童を認可保育所で受け入れ、児童の発達を支援します。巡回支援や研修を充実し、障害児保育のノウハウ向上を図ります。
- ② 幼稚園や園児の保護者に適切な支援を行うとともに、私立幼稚園における障害児の受入れに対する補助の充実を図り、インクルーシブ教育を推進します。
- ③ おおむね中・軽度の障害があり、適切な保育および支援ができる児童を区立学童クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）で受け入れ、児童の成長発達を支援します。専門指導員による巡回指導や研修も実施します。
- ④ 区立の小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおいて、たんの吸引・経管栄養・導尿等が安全に実施できる児童を対象に医療的ケアを行います。

### (4) すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある小中学生および保護者もしくは介助者を対象に、子どもの居場所づくりおよび精神面での成長・発達を目的として、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。



## 生活困窮世帯等への支援の重要性 ～貧困の連鎖を断つ～

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置づけています。生活困窮世帯やひとり親家庭等の自立を支えていくためには、各世帯が抱える多様な課題や個々の状況に応じた、きめ細やかなサポートが重要です。

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、生活困窮世帯やひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実し、世代を超えた貧困の連鎖を断つ取組を実施していきます。

### 1 背景

戦後すぐの日本には、衣食住のすべてが足りない絶対的貧困が存在しました。高度経済成長を経て目覚ましい発展を遂げ、今では名目GDP世界第3位の経済大国です。しかし近年、日本は先進国の中でも極めて貧しい国だと指摘されることが多くあります。これは相対的貧困と絶対的貧困を混同した議論です。相対的貧困率とは、国ごとの国民の所得の中央値の半分未満しかない人々の割合を示すもので、所得格差に注目した指標です。相対的貧困率を単に他国との比較に用いると極めて不正確な結果と誤解を招くことに注意が必要です。

そのような中、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、これまで様々な対策が進められてきた結果、子どもの貧困率をはじめとする多くの指標で改善が見られています。しかしながら、現場には、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の状況は依然として厳しい状況です。

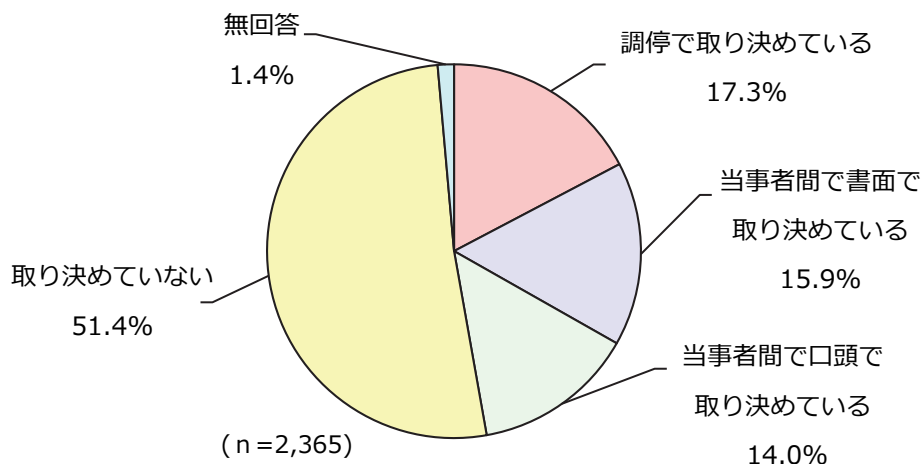
### 2 練馬区の現状

平成28年、区内におけるひとり親家庭が必要とする具体的な支援ニーズや現在の支援事業の改善すべき課題を把握するため「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施しました。

#### (1) 【生活】 養育費の取り決め

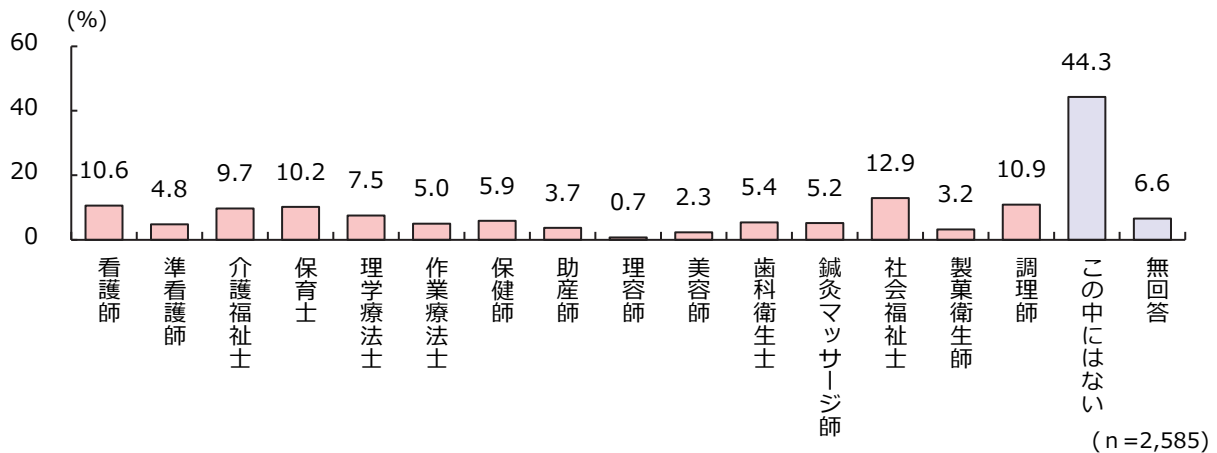
ひとり親家庭の51%において、養育費の取り決めがされていませんでした。

養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な費用であり、子どもの生活を保障する、ひとり親家庭にとって重要なものです。





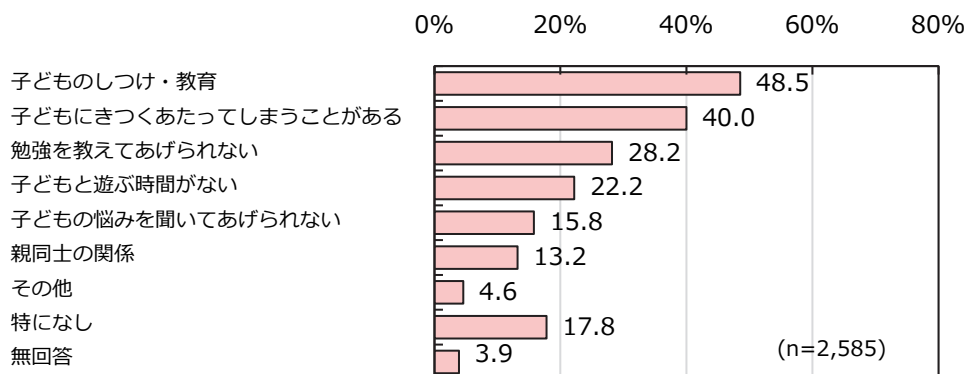
(2) 【就労】「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」で取得したい資格・技能  
ひとり親家庭の49%が社会福祉士等の資格取得を希望しています。国家資格等を  
取得し就労することで、安定した収入の確保が見込まれます。



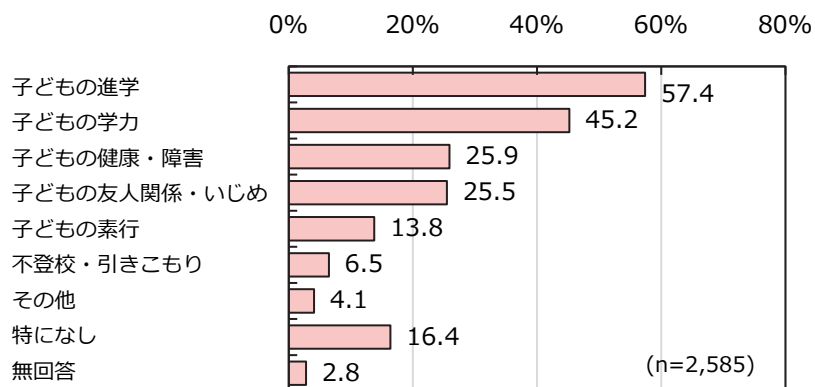
(3) 【子育て】子育ての悩み、子どもに関する悩み

子育てについての悩みは「子どものしつけ・教育」が49%、子どもに関する悩みは「子どもの進学」が57%となっています。生活や就労で多忙なひとり親家庭は、子どもの教育や親子のコミュニケーション不足など多くの悩みを抱えています。

●子育てについての悩み



●子どもに関する悩み



**練馬区はひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援していきます。**



## 5 青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組

青少年・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、若年無業者（ニート）やひきこもりなど、若者の自立をめぐる問題や有害情報の氾濫などが深刻化しています。区は、次代の社会の担い手である青少年・若者の健やかな成長のため、様々な取組を行います。

### 重点取組

#### (1) 若者サポートステーション

働くことに悩みを抱える若者に対し、就労に向けた支援を行います。区独自に、メンタル相談のほか、ヤング応援就職面接会事前セミナー、資格取得を目指した講座、体験就労・ボランティア体験、保護者に対するセミナー等を行い、若者の自立を支援します。また、ひきこもりに対応するため、支援が必要な若者に対し、関係機関と連携して支援する体制を整えます。



#### (2) 青少年育成地区委員会事業

区内 17 か所の青少年育成地区委員会において、地域の特色を生かした事業を行います。

|      |         |      |            |           |       |      |           |
|------|---------|------|------------|-----------|-------|------|-----------|
| 野外活動 | キャンプ    | スポーツ | キャッチバレーボール | 文化事業      | 音楽祭   | 地域交流 | 地区祭       |
|      | ハイキング   |      | バドミントン     |           | カルタ大会 |      | 地域の清掃活動   |
|      | 川遊び     |      | サッカー・野球    | 折り紙教室     |       |      | 環境パトロール   |
|      | 飯ごう炊さん  |      | スケート教室     | 自転車安全教室   |       |      | ボランティア体験  |
|      | 潮干狩り    |      | なわとび記録会    | 中学生意見発表会  |       |      | うどん作り     |
|      | いも堀り など |      | ボウリング など   | 救命救急講習 など |       |      | もちつき大会 など |

#### (3) ジュニアリーダー養成講習会

小学 5 年生から中学 3 年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成します。

#### (4) 青年リーダー養成事業

ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した 15～23 歳を対象に、青年リーダーを養成します。青年リーダーには、ジュニアリーダー養成講習会での指導のほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域活動への自主的な参加、協力を働きかけます。

#### (5) 「地域活動スタッフ」事業

ジュニアリーダー養成講習会修了者に地域活動実践の機会を提供し、ボランティアとして、成人の日のつどいなど区の様々な事業への自主的な参加を働きかけます。



## その他の主な取組

### (1) 青少年活動および学習機会の場の提供

#### ① 子ども議会

子どもたちが普段から物事に問題意識を持ち、具体的に考える習慣を身に付け、自分たちで解決策をみつける力を磨くことを目的に、中学生を対象とした「練馬子ども議会」を実施します。子ども議員として日頃思っている意見や疑問を発表し、区政に反映させる機会をつくることにより、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心・理解を深めます。



#### ② ねりま遊遊スクール

子どもと保護者を対象に、休日や放課後などの余暇時間を活用して学習・体験できる講座を実施します。子どもと地域における子どもの居場所をつくるとともに、子どもが自ら学び考える機会を提供します。

#### ③ 青少年館各種講座等事業

青少年等を対象に教養講座を実施します。児童劇団や心身障害者青年学級の運営、余暇活動等への支援を行います。

また、青少年館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。

### (2) 青少年の健全で安全な社会環境づくりと非行防止推進事業

#### ① 青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策に必要な重要事項の調査・審議を行います。また、区の青少年事業の柱となる青少年育成活動方針を策定します。

#### ② 練馬区子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）

すべての区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および区が一体となって非行防止を推進します。「健やか運動」協力店に対し、子どもたちへの呼びかけ等を依頼します。「夕べの音楽」の放送や健やかカレンダーの作成等を行います。

#### ③ 青少年を取り巻く環境実態調査

成人向け雑誌自動販売機等、青少年の健全な成長に好ましくない影響を与える恐れのある地域環境の実態を調査します。

#### ④ 社会を明るくする運動

青少年の非行防止と更生の援助を中心とする運動です。保護司を中心とした青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、フェスティバルとつどいを行います。



#### ⑤ 地域における子どもたちの安全

子どもたちを犯罪から守るため、「子ども防犯ハンドブック」の配布や、子どもたちの緊急避難所事業を実施するPTA等地域団体への「ひまわり110番」標示板の提供等を行います。

## (参考) 子ども・子育て支援施策の一覧



本計画に掲載する子ども・子育て支援施策を子どもの発達・発育の段階と照らし合わせて整理した表は、以下のとおりです。

|                    | 【妊娠・出産期】                          | 【乳児～幼児期】   | 【小学生～中高生年代】  |
|--------------------|-----------------------------------|--|--|
| 相談・訪問支援            | 妊婦全員面談・訪問<br>妊婦健康診査<br>育児支援ヘルパー事業 | 産後ケア事業<br>乳児家庭全戸訪問事業<br>乳幼児健康診査<br>母子健康電子システム、電子母子健康手帳<br>妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー（利用者支援事業）<br>多胎児家庭へのサポート<br>外国人保護者の相談支援                                | 教育相談   |
| 親子支援               |                                   | 子育てスタート応援券<br>児童手当・第3子誕生祝金・子ども医療費助成<br>ねりまイクメン講座<br>子育て学習講座<br>民間子育て支援団体の育成<br>ワーク・ライフ・バランスの推進   |  |
| 居場所                |                                   | 練馬こどもカフェ<br>ねりま遊遊スクール<br>児童館   | キッズ安心メール<br>夏休み居場所づくり事業<br>ねりっこクラブ   |
| 定期的な教育・保育サービス      |                                   | 教育・保育施設の定員拡大<br>練馬こども園<br>延長保育事業<br>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業<br>保育サービスの向上・安全確保<br>保育士の人材確保・育成<br>実費徴収に係る補給給付を行う事業                                  | 放課後児童健全育成事業  |
| 一時的な保育サービス         |                                   | 病児・病後児保育事業<br>幼稚園預かり保育<br>一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）<br>子どもショートステイ（子育て短期支援事業）   |  |
| 支援を必要とする子どもや家庭への取組 |                                   | ひとり親家庭自立応援プロジェクト<br>児童虐待への対応（養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）<br>こども発達支援センターでの障害児支援<br>のびのびひろば<br>保育園・幼稚園での障害児保育<br>保育園・幼稚園での医療的ケア<br>成長発達に関わる相談サポート体制 | 不登校対策事業<br>中3勉強会<br>区立小中学校・学童クラブでの障害児保育<br>区立小中学校・学童クラブでの医療的ケア<br>特別支援教育<br>すまいるねりま遊遊スクール<br>生活保護受給世帯等の子どもへの支援 |
| その他                |                                   | 子育て情報の提供（ねりま子育て応援ハンドブック、ねりこそ@なび）<br>幼保小連携推進事業<br>ブックスタート事業、よみきかせ・おはなし会   | 本の探検ラリー<br>学校安全対策の拡充<br>子供安全学習講座<br>情報教育推進事業<br>青少年の健全育成を支援する取組<br>若者の自立を支援する取組                                |

※青の事業 は、子ども・子育て支援法による法定事業です。第6章に年度別需給計画を記載しています。  
※青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組は、33・34ページに記載しています。